

平成 24 年度 6 月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

当初予算編成後の状況の変化により、特に緊急に対応する必要があるものについて、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出予算の補正

(単位：百万円、%)

会計別	当初予算額	6月補正 予算額	6月現計 予算額	(参考)
				24年度6月 現計 / 23年度 6月現計
一般会計	1,773,062	1,665	1,774,727	99.2
特別会計	932,419	—	932,419	104.5
企業会計	107,652	—	107,652	89.9
計	2,813,134	1,665	2,814,799	100.5

(注) この資料の各表中の計数は、百万円未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	当初予算額	6月補正予算額	6月現計予算額
国庫支出金	166,098	1,001	167,099
繰入金	61,141	663	61,804
その他	1,545,822	0	1,545,823
計	1,773,062	1,665	1,774,727

3 補正予算案の内容

① 再生可能エネルギー等導入推進基金積立金等 (資料1参照) 10億113万円

県内の地域防災拠点施設等における再生可能エネルギー設備等の導入を図るため、国から交付される補助金を財源として、再生可能エネルギー等導入推進基金を造成する。また、その運用益を同基金に積み立てるとともに、事業計画の策定及び調査等を行う。

[環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 TEL 045-210-4101]

② 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費 4億5,599万円

県内において厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、失業者等を対象とした各種の雇用・就業機会の創出が見込まれる事業を実施する。

[商工労働局労働部雇用対策課 TEL 045-210-5860]

③ 学校給食モニタリング事業費 (資料2参照) 120万円

学校給食における放射性物質の有無や量を把握するため、文部科学省の委託を受け、全国一律の検査を実施する。

[教育局教育指導部保健体育課 TEL 045-210-8300]

- ④○ 伊勢原射撃場指定管理費 764 万円
平成 25 年 4 月の開場に向けた準備のため、指定管理者に対して指定管理料を支払う。
[教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]

- ④○ 松田警察署新築工事基本設計費（資料 3 参照） 3,500 万円
松田警察署の建て替えに向けた調査及び基本設計を行う。
[警察本部総務部施設課 TEL 045-211-1212（内線）2261]

- 港湾工事損害賠償金 1 億 6,429 万円
真鶴港沖防波堤ケーソン（コンクリート製大型構造物）据付工事に係る建設工事紛争審査会の仲裁判断に基づき、損害賠償金を計上する。
[県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

Ⅱ 平成24年第2回県議会定例会（6月提案分）条例案等

1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	2 件
条 例 の 改 正	2 件
指 定 管 理 者 の 指 定	1 件
和 解	1 件
計	6 件

2 主な条例案

【条例の制定及び改正】

○ 神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例（資料1参照）

国から交付される補助金を原資として基金を設置し、地域防災拠点施設等における再生可能エネルギー等の導入を図るため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 TEL 045-210-4101]

（NPO関連等2条例）

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（資料4参照）

地方税法の一部改正に伴い、条例で指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされたため、税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するとともに、そのNPO法人が受け入れた寄附金の控除対象期間を定める条例を制定する。

[県民局県民活動部NPO協働推進課 TEL 045-312-1121 内線 2860]

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例（資料4参照）

地方税法の一部改正等に伴い、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で指定したものは、個人住民税の寄附金税額控除の対象とされたため、税額控除の対象となる寄附金を指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局財政部税制企画課 TEL 045-210-2300]

○ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（資料5参照）

近年、土砂の崩壊、流出等の危険な状態を生じさせている重大な違反行為が発生していることから、違反行為の再発を防止し、土砂の適正処理を推進するため、土砂埋立行為を行う事業者に対する規制を強化するとともに、土地所有者に対する責務を強化するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局総務部建設リサイクル課 TEL 045-210-6102]

3 その他の提出予定議案

【指定管理者の指定】

施設の名称	指定管理者候補		指定期間
	名称	主たる事務所の所在地	
伊勢原射撃場	(一般社団)神奈川県射撃協会	横浜市神奈川区栗田谷 33番35号	H25. 1. 1～H30. 3. 31

[教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]

【和 解】

- 県道湯本元箱根における道路利用者負傷事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所小田原支部からの和解勧告に基づき和解する。

[県土整備局道路部道路管理課 TEL 045-210-6350]

問い合わせ先

I 補正予算案について

神奈川県政策局財政部予算調整課

課長 宮越 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 河部 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務部総務課

課長 小野 電話 045-210-3010

副課長 中谷 電話 045-210-3012

新 再生可能エネルギー等導入推進基金積立金等

1 目的

国から交付される補助金を財源として再生可能エネルギー等導入推進基金を造成し、地域防災拠点施設等における再生可能エネルギー発電設備などの導入を図る。

2 補正予算額 10億113万円

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 基金積立金（活用期間：H24～28年度の5か年） | 10億円 |
| (2) 基金運用益 | 63万円 |
| (3) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画策定費 | 50万円 |

再生可能エネルギー等導入推進基金を活用するため、国から設置を義務付けられている外部有識者を交えた評価委員会を設置・運営する。

【事業実施までの流れ】

- 市町村、庁内関係部局との調整を踏まえ平成24年度から28年度の全体計画を作成し、評価委員会の意見を経て、国へ提出する。
- 国による補助金の交付決定後、下記の事業について、事業化を図る。

【参考：国から示されている基金を活用する事業の例】

- ・ 公共施設再生可能エネルギー等導入事業＜実施主体：県・市町村、全額基金を活用＞
地域の防災拠点や、災害発生時等に地域住民の生活に不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設に再生可能エネルギー等を導入する事業
＜設置例：太陽光発電＋蓄電池（＋蓄電池付ソーラー街路灯）など＞
- ・ 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業＜実施主体：民間事業者、補助率1/3又は利子補給＞
地域住民をはじめ、不特定多数の者が利用するなど、災害時に地域の防災拠点となり得る民間施設に再生可能エネルギー等を導入する事業
＜設置例：太陽光発電＋蓄電池（＋高所LED照明）など＞
- ・ 風力・地熱発電事業等導入支援事業＜実施主体：民間事業者、補助率1/2又は利子補給＞
風力発電設備や地熱発電設備等を導入し、発電を行う事業者に対する利子補給等

3 神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例の制定

- (1) 目的 再生可能エネルギー等導入推進基金を造成するため、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定める。
- (2) 施行期日 公布の日

問い合わせ先

環境農政局新エネルギー・温暖化対策部太陽光発電推進課 課長 山口 電話 045-210-4101

新 学校給食モニタリング事業費

1 目的

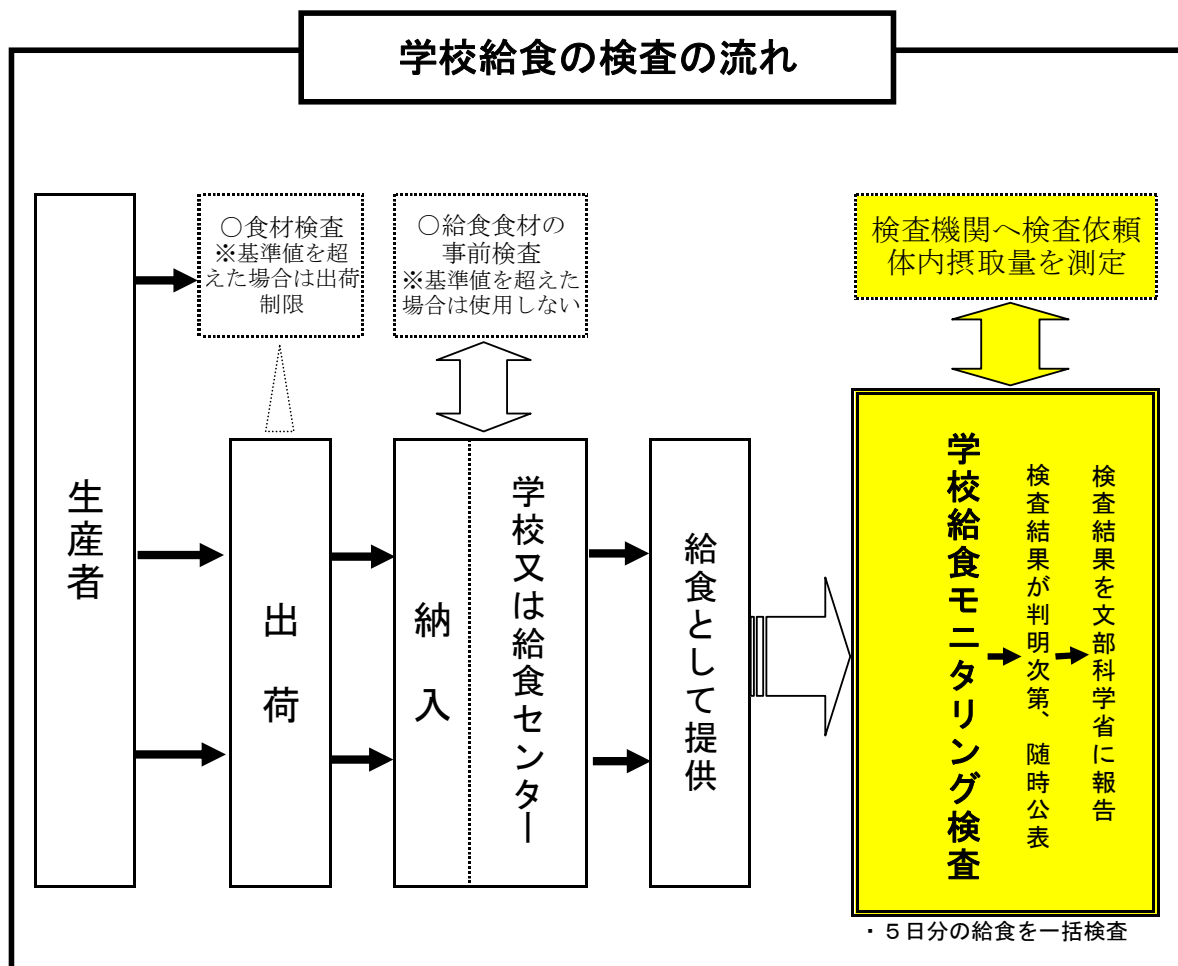
学校給食について児童生徒への提供後の検査を継続的に実施し、放射性物質の濃度を把握するため、文部科学省の委託を受け、全国一律の検査を実施する。

2 補正予算額 120万円

3 事業内容

〔対 象〕 全国都道府県教育委員会

- ・ 関係者、関係機関等により調査委員会を設置し、検査の実施方法等を検討
- ・ 2市町村から各1校(調理場)を選定し検査
- ・ 給食一食全体について、提供後に民間検査機関等に依頼して検査し、放射性物質の有無や量を継続して把握
- ・ 結果は、県教育委員会のホームページで公表するとともに文部科学省に報告



問い合わせ先

教育局教育指導部保健体育課 課長 田中 電話 045-210-8300

新 松田警察署新築工事基本設計費

1 目的

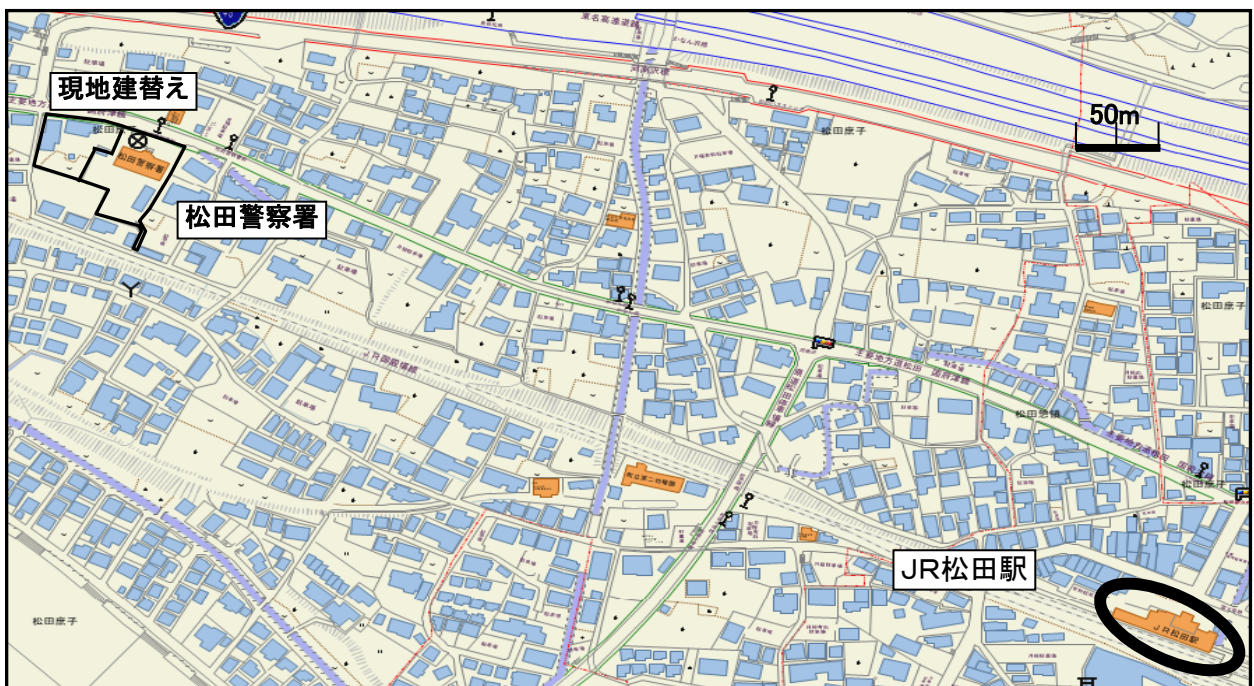
建築後40年以上が経過し、老朽化・狭隘化が著しい松田警察署の建替えに向け、調査・基本設計を行う。

2 補正予算額 3,500万円

3 事業内容

項目	内容
建設予定地	足柄上郡松田町松田庶子 3,843.61㎡ (現地建替え)
建物	庁舎1 鉄筋コンクリート造 地上4階 2,500㎡程度 庁舎2 鉄骨造 地上3階 1,300㎡程度
特色	(1) 災害時の拠点警察署としての機能整備 大規模地震に耐えられる構造とし、大規模災害発生時における応急活動の拠点となる警察署として整備する。 (2) 地域住民への行政サービスの充実強化 窓ロスペース、来庁者用の駐車場を拡充し、行政サービスの充実を図る。 (3) かながわソーラープロジェクトの推進 災害時における必要最小限の電力確保に資するため太陽光発電設備を整備する。
スケジュール (予定)	平成24年度 調査・基本設計 平成25年度 実施設計 平成26～27年度 庁舎工事 (庁舎1新築) ※完成後、新庁舎業務開始 (平成28年2月予定) 平成27～28年度 現庁舎解体 庁舎工事 (庁舎2新築)

4 現地案内図



問い合わせ先
警察本部総務部施設課 課長代理 福田 電話045-211-1212 (内線) 2261

NPO法人の指定に関連する条例の概要

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例案の概要

(1) 内容

地方税法の一部改正に伴い、条例で指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされたため、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れるNPO法人及び控除対象期間について、次のとおり定める。

NPO法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間 (控除対象期間)
特定非営利活動法人地球学校	横浜市港北区日吉七丁目22番57号	平成24年1月1日から平成29年7月31日まで
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金	横浜市港南区港南台九丁目30番31号	平成24年1月1日から平成29年7月31日まで
特定非営利活動法人コロンブスアカデミー	横浜市磯子区東町9番9号	平成24年1月1日から平成29年7月31日まで
特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会	藤沢市藤沢110番地の4 藤沢サービスセンター2階	平成24年1月1日から平成29年7月31日まで
特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	横浜市中区日ノ出町二丁目158番地	平成24年1月1日から平成29年7月31日まで
特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区新横浜一丁目16番地2	平成24年1月1日から平成29年7月31日まで
特定非営利活動法人移動サービスアクセス	横浜市青葉区大場町241番地5	平成24年1月1日から平成29年7月31日まで
特定非営利活動法人ARCSHIP	横浜市西区久保町2番18号	平成24年1月1日から平成29年7月31日まで

(2) 施行期日

公布の日

※ 参考資料「県指定NPO法人制度の法体系と指定手続の流れ」(P9参照)

2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 内容

ア 地方税法の一部改正に伴うNPO法人に係る寄附税制の拡充

認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を指定する。

イ 地方税法の一部改正に伴うその他の改正

- ・ 地方税に関する総務大臣が行う処分が理由附記(原則)を実施することとされたことを踏まえ、県が行う処分も理由附記を実施するため、所要の改正を行う。
- ・ 事業税に関する規定について引用条項を整理する。

ウ ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が備えるべき帳簿の任意様式化

(2) 施行期日

ア 公布の日、イ 平成25年1月1日、ウ 平成24年8月1日

問い合わせ先

(1) NPO法人指定条例について

県民局県民活動部NPO協働推進課長

石渡 電話 045-312-1121 内線 2860

県民局県民活動部NPO協働推進課NPO法人グループ

広瀬 電話 045-312-1121 内線 2865

(2) 県税条例について

政策局財政部税制企画課長

長谷川 幹男 電話 045-210-2300

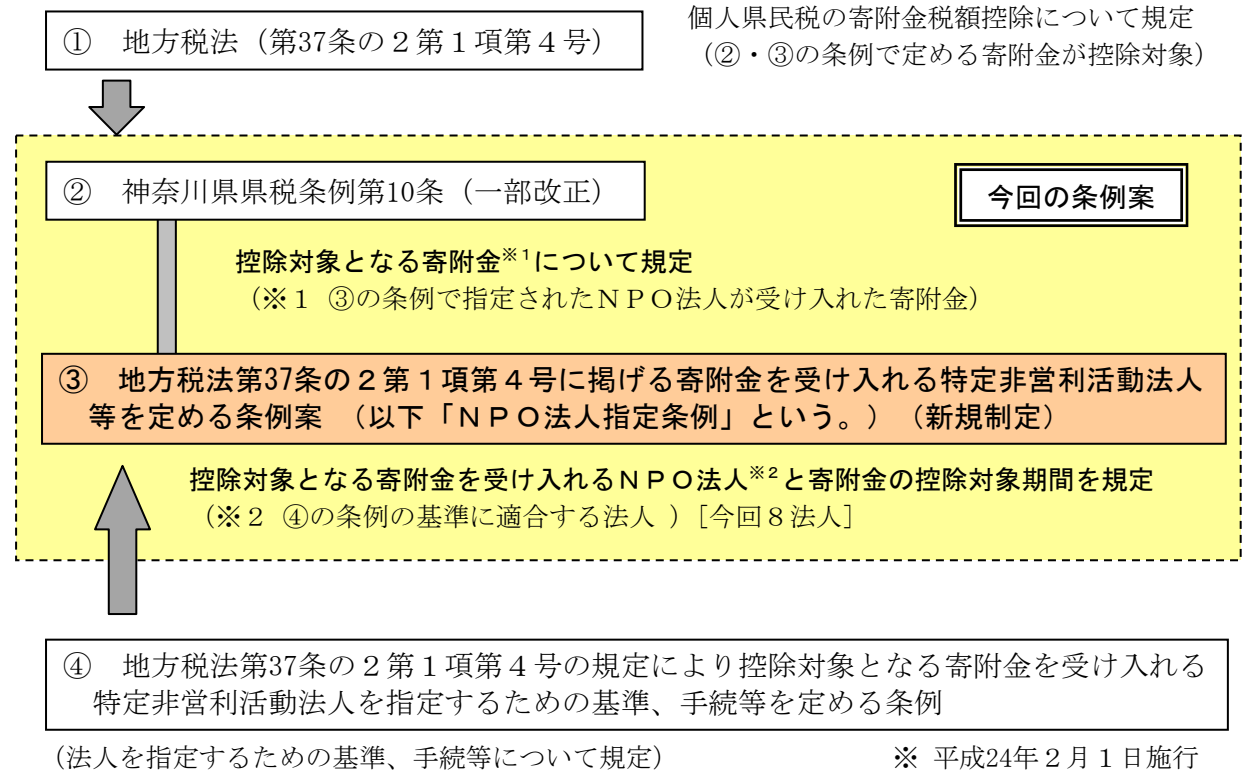
政策局財政部税制企画課税制グループ

長谷川 美視 電話 045-210-2306

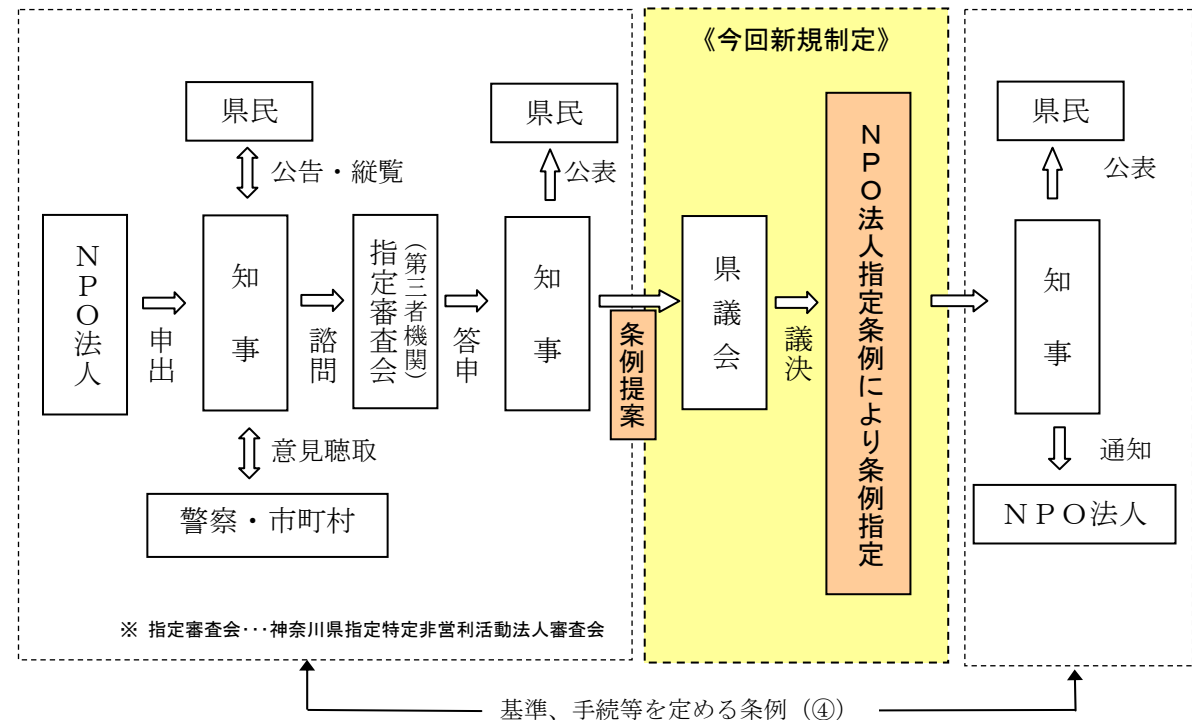
県指定NPO法人制度の法体系と指定手続の流れ

都道府県初の指定 個人県民税の寄附金税額控除の対象となるNPO法人を、条例により全国の都道府県で初めて指定。（今回8法人を指定）

1 条例の位置づけ



2 指定手続の流れ



神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

近年、土砂の崩壊、流出等の危険な状態を生じさせている重大な違反行為が発生していることから、違反行為の再発を防止し、土砂の適正処理を推進するため、土砂埋立行為を行う事業者に対する規制を強化するとともに、土地所有者に対する責務を強化するなど、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 土砂埋立行為を行う事業者に対する規制の強化
 - ・ 許可申請時に「土砂埋立行為の目的」の記載を義務付け
 - ・ 県への定期報告を強化（「6月間ごと」⇒「3月間ごと」）
 - ・ 廃止（完了）届記載事項（図面等必要な図書の添付）の施行規則委任規定を新設
 - ・ 土地所有者への通知（許可内容・着手・廃止（完了））を義務付け
- (2) 適切な土砂埋立行為の遂行の確保
 - ・ 資力、信用等の審査を強化（許可取消し・措置命令を受けた者に3年間許可しない規定の新設、一定規模未満の許可申請者の資力・信用等審査適用除外規定の廃止及び元請負人の信用審査規定の新設）
 - ・ 措置命令を受けた者の氏名等の公表・無許可埋立行為者等に公表前の意見を述べる機会の規定を新設
- (3) 土地所有者の責務の強化
 - ・ 土砂埋立行為に同意をした土地所有者に対し、少なくとも3月に1回の施工状況確認、許可の内容と明らかに異なる場合の報告等を義務付け
 - ・ 土砂埋立行為者が措置命令を履行せず、土地所有者が報告義務を果たさなかった場合の土地所有者への勧告・措置命令等の規定を新設
 - ・ 措置命令違反者への罰則規定（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）を新設
- (4) 周辺住民及び市町村への対応
 - ・ 周辺住民等への申請前の説明会の開催を義務付け
 - ・ 市町村との連携規定（情報提供、技術的助言等）を新設

3 施行期日

平成24年10月1日

問い合わせ先

県土整備局総務部建設リサイクル課長

山崎 電話 045-210-6102

県土整備局総務部建設リサイクル課建設リサイクルグループ

篠原 電話 045-210-6124